

福岡県医発第1195号(地)

平成17年9月30日



各医師会長 殿

各看護学校長 殿

福岡県医師会

会長 竹嶋 康弘



医療関係者養成確保対策費等補助金について

平成17年度看護師等養成所運営費補助金基準額(案)については、平成17年4月15日付福岡県医発第151号(地)にてお知らせいたしておりましたが、今般、日本医師会より「医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金」の交付要綱が送付されましたので、お送りいたします。

今年度の看護師等養成所運営費補助金の基準額につきましては、平成16年度と同額になっており、また、補助金の早期交付については、日本医師会より厚生労働省に要望しておりましたが、「臨床研修費等補助金」に関する財務省との調整で当初の予定より遅れたとのことであります。

つきましては、本件についてご了解いただきますようお願い申し上げます。

なお、看護師等修学資金貸与事業につきましては、三位一体の改革により一般財源化されております。

小郡三井医師会より

担当理事 蒲池 壽



(地 I 106)

平成 17 年 9 月 20 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

青 木 重



医療関係者養成確保対策費等補助金について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

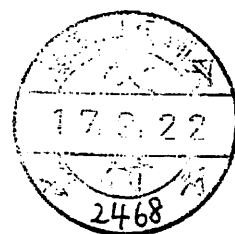
さて今般、厚生労働省の「医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金」の交付要綱が出されましたので、その写（看護関係部分抜粋）をお送りします。

今年度の看護師等養成所運営費補助金の基準額につきましては、本年 1 月に開催した都道府県医師会医療関係者担当理事連絡協議会でお知らせした通り、平成 16 年度と同額となっております。

また、各都道府県から要望のあった補助金の早期交付につきましては、厚生労働省より交付要綱の早期発出に努力する旨の回答を得ておりましたが、「臨床研修費等補助金」に関する財務省との調整で当初の予定より遅れたとのことであります。

つきましては、本件について、貴会におかれましてもご了知いただきますとともに、貴会管下看護師等養成所への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

なお、看護師等修学資金貸与事業につきましては、三位一体の改革により、一般財源化されました（平成 17 年 1 月 27 日付（地 I 197）の文書をもってご連絡済）。今後も本事業が継続されるよう、行政への働きかけを何卒よろしくお願い申し上げます。



平成17年度看護師等養成所運営費基準額

(単位：円)

区 分	養成所1か所当たり	統合カリキュラム施設	専任教員増員の分	添削指導員増員の分	事務職員の分	へき地等地域の分	看護師養成所への変更の分	統合カリキュラム導入支援の分	生徒にかかる分
助産師	7,850,000		2,205,000		536,000			3,308,000	25,700
看護3年(全日制)	16,155,000		2,205,000		536,000	1,087,000		3,308,000	15,500
看護3年(統合カリキュラム)	16,155,000	6,616,000	2,205,000		536,000	1,087,000			15,500
看護3年(定時制)	12,116,000		1,654,000		402,000	1,087,000			15,500
看護2年(全日制)	13,316,000		2,205,000		536,000	1,004,000			17,700
看護2年(定時制)	9,987,000		1,654,000		402,000	1,004,000			17,700
看護2年(通信制)	16,936,000		2,205,000	1,809,000	536,000				3,500
准看護師	8,066,000		2,205,000		536,000	973,000	3,308,000		13,100

区 分	専任教員等配置経費	設置準備委員会経費
看護2年(通信制)導入促進事業	13,903,000	591,000

(注) 1 平成17年度医療関係者養成確保対策費等補助金のうち看護師等養成所運営費の国庫補助基準額については、上記の単価を使用する。

2 学級(定員)増等分については、下記のとおりとする予定である。

- ① 助産師については、総定員が20人を超える養成所において、専任教員分として20人増すごとに2,205千円を乗じる。算出は次によること。

$$\frac{(\text{総定員}-20)}{20} \times 2,205 \text{千円}$$
小数点以下切り上げ(下線部分)
- ② 看護師3年課程全日制・統合カリキュラムについては、総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに2,205千円を乗じる。算出は次によること。

$$\frac{(\text{総定員}-120)}{30} \times 2,205 \text{千円}$$
小数点以下切り上げ(下線部分)
- ③ 看護師3年課程定時制については、総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに1,654千円を乗じる。算出は次によること。

$$\frac{(\text{総定員}-120)}{30} \times 1,654 \text{千円}$$
小数点以下切り上げ(下線部分)
- ④ 看護師2年課程全日制については、総定員が80人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに2,205千円を乗じる。算出は次によること。

$$\frac{(\text{総定員}-80)}{30} \times 2,205 \text{千円}$$
小数点以下切り上げ(下線部分)
- ⑤ 看護師2年課程定時制については、総定員が120人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに1,654千円を乗じる。算出は次によること。

$$\frac{(\text{総定員}-120)}{30} \times 1,654 \text{千円}$$
小数点以下切り上げ(下線部分)
- ⑥ 看護師2年課程通信制については、総定員が500人を超える養成所において、専任教員分として定員100人増すごとに2,205千円を乗じる。算出は次によること。

$$\frac{(\text{総定員}-500)}{100} \times 2,205 \text{千円}$$
小数点以下切り上げ(下線部分)
- ⑦ 看護師2年課程通信制については、総定員が500人を超える養成所において、添削指導員分として定員100人増すごとに1,809千円を乗じる。算出は次によること。

$$\frac{(\text{総定員}-500)}{100} \times 1,809 \text{千円}$$
小数点以下切り上げ(下線部分)
- ⑧ 准看護師については、総定員が80人を超える養成所において、専任教員分として定員30人増すごとに2,205千円を乗じる。算出は次によること。

$$\frac{(\text{総定員}-80)}{30} \times 2,205 \text{千円}$$
小数点以下切り上げ(下線部分)

※1学年2学級以上の編成である養成所に限り、切り上げをするものとする。

医療関係者養成確保対策費等補助金、
医療関係者研修費等補助金及び
臨床研修費等補助金交付要綱

<抜粋>

厚生省発健政第252号
平成12年12月7日

一部改正厚生労働省発医政第0130001号
平成15年1月30日

一部改正厚生労働省発医政第1201002号
平成15年12月1日

一部改正厚生労働省発医政第1116011号
平成16年11月16日

一部改正厚生労働省発医政第0207001号
平成17年2月7日

一部改正厚生労働省発医政第0907002号
平成17年9月7日

医療関係者養成確保対策費等補助金、 医療関係者研修費等補助金及び 臨床研修費等補助金交付要綱

(通 則)

- 1 医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年厚生省労働省令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

- 2 これらの補助金は、保健師、助産師、看護師及び准看護師（以下「看護職員」という。）の確保、資質の向上、離職の防止及び就業の促進、保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）に基づき指定を受けた看護職員の学校又は養成所（以下「看護師等養成所」という。）等における教育内容の向上、看護教員・実習指導者等の養成及び資質の向上、在宅医療推進のための訪問看護の推進、生活衛生関係営業（以下「生衛業」という。）の経営の健全化を通じたその衛生水準の維持向上並びに医師、歯科医師及び薬剤師等の資質の向上を図ることを目的とする。

(交付の対象)

- 3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 医療関係者養成確保対策費等補助金

ア 看護師等養成所運営事業

- (7) 平成15年9月1日医政発第0901005号厚生労働省医政局長通知「「看護師養成所2年課程（通信制）」導入促進事業の実施について」（以下「看護師養成所2年課程（通信制）導入促進事業実施要綱」という。）に基づき都道府県が行う事業

- (4) 看護師等養成所（ただし、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校は除く。）の運営事業に対して都道府県が補助する次に掲げる事業

a 次に掲げる者が行う看護師等養成所の運営事業

- (a) 日本赤十字社
- (b) 社会福祉法人
- (c) 厚生農業協同組合連合会

- (d) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (e) 健康保険組合及びその連合会
- (f) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (g) 学校法人及び準学校法人
- (h) 医療法人
- (i) 民法法人

ただし、上記のうち (h) 及び (i) については、学校教育法第 8 2 条の 2 の規定による「専修学校」又は同法第 8 3 条の規定による「各種学校」の認可を受けている者に限るものとする。(ただし、看護師養成所 2 年課程 (通信制) にあってはこの限りではない。)

b 「看護師養成所 2 年課程 (通信制) 導入促進事業実施要綱」に基づき次に掲げる者が行う看護師等養成所 2 年課程 (通信制) 導入促進事業

- (a) 日本赤十字社
- (b) 社会福祉法人
- (c) 厚生農業協同組合連合会
- (d) 国家公務員共済組合及びその連合会
- (e) 健康保険組合及びその連合会
- (f) 国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会
- (g) 学校法人及び準学校法人
- (h) 医療法人
- (i) 民法法人
- (j) その他厚生労働大臣が認める者

イ 歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業

平成 1 5 年 4 月 4 日医政発第 0404001 号厚生労働省医政局長通知「歯科保健医療対策事業の実施について」に基づき都道府県が行う歯科衛生士養成所の巡回臨床実習教育事業及び次に掲げる者が行う歯科衛生士養成所の巡回臨床実習教育事業に対して都道府県が補助する事業

- (ア) 市町村
- (イ) 学校法人及び準学校法人
- (ウ) 医療法人
- (エ) 民法法人

ウ 看護職員資質向上推進事業

平成 1 1 年 6 月 1 1 日健政発第 6 9 6 号厚生省健康政策局長通知「看護職員資質向上推進事業の実施について」に基づき都道府県及び厚生労働大臣が認める者が行う事業

エ 障害者就労環境整備促進事業

平成14年9月9日医政発第0909003号厚生労働省医政局長通知
「障害者就労環境整備促進事業の実施について」に基づき都道府県が行
う事業

オ 看護職員確保対策特別事業

平成8年9月18日健政発第798号厚生省健康政策局長通知「看護
職員確保対策特別事業の実施について」に基づき都道府県、社団法人日
本看護協会、社団法人日本助産師会及び社団法人日本精神科看護技術協
会が行う事業

カ 訪問看護推進事業

平成16年6月9日医政発第0609003号厚生労働省医政局長通知「訪
問看護推進事業について」に基づき都道府県、特別区及び市町村が行う次に掲げる事業

(ア) 訪問看護推進協議会

(イ) 訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修

(ウ) 在宅ホスピスケア研修

(エ) 在宅ホスピスアドバイザー派遣

(オ) 訪問看護推進支援モデル事業

(カ) 在宅ホスピスケア普及事業

(キ) 在宅ホスピスケア地域連携会議

キ 生活衛生営業指導事業

生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律（昭和32年
法律第164号）第57条の3に基づいて指定が行われた都道府県生活
衛生営業指導センター（以下「都道府県指導センター」という。）が行
う次に掲げる事業で都道府県が補助する事業

(ア) 昭和52年4月18日環指第37号厚生省環境衛生局長通知「環境
衛生営業相談室の整備について」に基づく生活衛生営業相談室運営事
業

(イ) 平成2年6月8日衛指第92号厚生省生活衛生局長通知「税務相談
等事業の実施について」に基づく税務相談等事業

(ウ) 昭和62年7月1日衛指第137号厚生省生活衛生局長通知「地区
環境衛生営業相談指導事業の実施について」に基づく地区生活衛生営
業相談指導事業

(エ) 平成6年6月23日衛指第118号厚生省生活衛生局長通知「相談
指導顧問制度について」に基づく相談指導顧問設置事業

(オ) 昭和49年4月11日環衛第68号厚生省環境衛生局長通知「環境
衛生営業経営指導員制度について」に基づく経営指導員設置事業

(カ) 昭和48年10月4日環衛第198号厚生省環境衛生局長通知「小
企業設備改善資金融資制度について」に基づく小企業等設備改善資金

融資指導事業

- (キ) 昭和60年4月5日衛指第63号厚生省生活衛生局長通知「環衛業特別指導事業の実施について」に基づく生衛業特別指導事業
- (ク) 昭和61年7月9日衛指第110号厚生省生活衛生局長通知「分野調整指導事業の実施について」に基づく分野調整等指導事業
- (ケ) 昭和53年3月30日環指第23号厚生省環境衛生局長通知「事業活動調整員制度について」に基づく事業活動調整員設置事業
- (コ) 平成5年4月1日衛指第73号厚生省生活衛生局長通知「環衛業情報化整備事業の実施について」に基づく生衛業情報化整備事業
- (サ) 平成16年4月8日健発第0408004号厚生労働省健康局長通知「食品リサイクル地域推進事業の実施について」に基づく食品リサイクル地域推進事業
- (シ) 平成16年4月8日健発0408005号厚生労働省健康局長通知「生活衛生関係営業再生特別支援事業について」に基づく生活衛生関係特別営業再生支援事業
- (ス) 平成10年8月12日生衛発第1236号厚生省生活衛生局長通知「活性化促進事業の実施について」に基づく活性化促進事業
- (セ) 平成17年3月23日健発第0323005号厚生労働省健康局長通知「健康浴推進事業の実施について」に基づく健康入浴推進事業
- (ソ) 平成17年3月23日健発第0323006号厚生労働省健康局長通知「飲食店健康増進普及支援事業の実施について」に基づく飲食店健康増進普及支援事業

(2) 医療関係者研修費等補助金

ア 歯科医師臨床研修必修化準備事業

平成17年4月19日医政発第0419003号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修必修化準備事業実施について」に基づき財団法人歯科医療研修振興財団が行う事業

イ 中央ナースセンター（看護職員確保センター）事業

平成5年5月6日健政発第297号厚生省健康政策局長通知「中央ナースセンター事業の実施について」に基づき社団法人日本看護協会が行う事業

ウ プログラム責任者養成講習会事業

平成16年10月18日医政発第1018006号厚生労働省医政局長通知「プログラム責任者養成講習会の実施について」に基づき臨床研修協議会が行う事業

エ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業

平成9年4月10日健政発第386号厚生省健康政策局長通知「歯科

医師臨床研修指導医講習会の実施について」に基づき財団法人歯科医療
研修振興財団が行う歯科医師臨床研修指導医講習会事業

オ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

平成16年10月14日医政発第1014002号厚生労働省医政局長通知
「医療関係職種実習施設指導者等養成講習会の実施について」に基づき
財団法人医療研修推進財団が行う事業

カ 薬剤師実務研修等事業

平成17年3月31日薬食発第0331029号厚生労働省医薬食品局長通知
「薬剤師実務研修等事業の実施について」に基づき財団法人日本薬剤師
研修センターが行う事業

キ 薬局機能評価制度導入整備事業

平成17年3月31日薬食発第0331028号厚生労働省医薬食品局長通知
「薬局機能評価制度導入整備事業の実施について」に基づき社団法人日
本薬剤師会が行う事業

(3) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業

ア 医 師

平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知
「医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学附属病院
及び厚生労働大臣の指定した公私立病院の開設者が行う医師法（昭和23
年法律第201号）第16条の2第1項に定める臨床研修の事業（研修プ
ログラムに基づき行う事業）

イ 歯科医師

平成9年4月10日健政発第385号厚生省健康政策局長通知「歯科
医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学歯学部若
しくは医学部附属病院及び厚生労働大臣の指定した公私立病院若しくは
診療所の開設者が行う歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16
条の2第1項に定める歯科医師臨床研修の事業（研修プログラムに基づ
き行う事業）

(交付額の算定方法)

- 4 これらの補助金の交付額は、次の（1）のア～キ、（2）のア～キによ
り算出された額の合計額及び次の（3）より算出された額の合計額とする。

ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、こ
れを切り捨てるものとする。

(1) 医療関係者養成確保対策費等補助金

ア 看護師等養成所運営事業

(7) 3の(1)のアの(7)に掲げる都道府県が行う事業

- a 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ただし、別表16の都にあつては、aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(4) 3の(1)のアの(4)のa・bに掲げる者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

イ 歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業

(7) 都道府県が行う事業

- a 別表2の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ただし、別表16の都にあつては、aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(4) 市町村又はその他の法人が行う事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表2の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ウ 看護職員資質向上推進事業

(ア) 別表 3 の第 3 欄に定める事業ごとの基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ただし、別表 16 の都にあつては、(ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

エ 障害者就労環境整備促進事業

(ア) 別表 4 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

オ 看護職員確保対策特別事業

(ア) 別表 5 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ただし、別表 16 の都にあつては、(ア) により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

カ 訪問看護推進事業

(ア) 3 の (1) のカの(ア)～(エ)、(カ)及び(キ)に掲げる都道府県、特別区及び市町村が行う事業

a 別表 6 の第 4 欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。

b a により選定された額に 2 分の 1 を乗じた額と別表 6 の第 3 欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、別表 16 の都にあつては、a により選定された額に 2 分の 1 を乗じた額と別表 6 の第 3 欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 3 の (1) のカの(キ)に掲げる都道府県、特別区及び市町村が行う事業

a 別表 6 の第 4 欄に定める対象経費の実支出額を選定する。

b a により選定された額に 2 分の 1 を乗じた額と別表 6 の第 3 欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、別表 16 の都にあつては、a により選定された額に 2 分の 1 を乗じた額と別表 6 の第 3 欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額に同表に定め

る調整率を乗じて得た額を交付額とする。

キ 生活衛生営業指導事業

(ア) 別表 7 の第 2 欄に定める種目ごとに第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と都道府県が補助した額とを比較して、少ない方の額に、2 分の 1 を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 医療関係者研修費等補助金

ア 歯科医師臨床研修必修化準備事業

(ア) 別表 8 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

イ 中央ナースセンター（看護職員確保センター）事業

(ア) 別表 9 の第 2 欄に定める種目ごとに第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額の合計額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

ウ プログラム責任者養成講習会事業

(ア) 別表 10 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

エ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業

(ア) 別表 11 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

オ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業

(ア) 別表 12 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

カ 薬剤師実務研修等事業

(ア) 別表 13 の第 2 欄に定める種目ごとに第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定す

る。

- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

キ 薬局機能評価制度導入整備事業

- (ア) 別表 1 4 の第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを比較して、少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア) により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。

(3) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業

- (ア) 別表 1 5 の第 2 欄に定める種目ごとに第 3 欄に定める基準額と第 4 欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア) により種目ごとに選定された額の合計と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを施設ごとに比較して、少ない方の額を交付額とする。

(交付額の下限)

- 5 4 の (1) のオにより算出された額が 6 0 万円に満たない場合、また、4 の (1) のカにより算出された額 (人件費を除く。) が 1 5 0 万円に満たない場合、交付の決定を行わないものとする。

(交付の条件)

- 6 これらの補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業に要する経費の配分の変更 (それぞれの種目の配分額のいずれか低い額の 1 0 % 以内の変更を除く。) には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。ただし、区分補助金間相互の経費の配分の変更は認めないものとする。
- (2) 事業の内容を変更する場合 (軽微な変更を除く。) には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (4) 事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告して、その指示を受けなければならない。
- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 5 0 万円 (民間団体にあっては 3 0 万円) 以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 1 4 条第 1 項第 2 号の規定

により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る証拠書類等の管理については、次によるものとする。

(補助事業者が地方公共団体の場合)

補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式1による調書を作成し、これを事業完了後、5年間保管しておかなければならない。

(補助事業者が地方公共団体以外の場合)

事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、別紙様式3により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、前項の報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入れ控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (10) 都道府県は、国から概算払により間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には(1)から(9)までに掲げる条件を付さなければならない。この場合において(1)から(4)まで、(6)及び(9)中「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」、(5)中「厚生労働大臣の承認」とあるのは、「都道府県知事の承認」と読み替えるものとする。
- (12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示する場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。
- (13) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがあ

る。

- (14) 補助事業者が国所管の民法法人である場合、この補助金に係る支出明細書を別紙様式5により作成し、国からの補助金等全体の金額及びその年間収入に対する割合を示す書類に添付した上で、計算書類等と併せて事務所に備えつけ公開するとともに、決算後10日を経過した日又は翌年度7月10日のいずれか早い日までに厚生労働省（及び法人所管府省）に報告しなければならない。

（申請の手続）

- 7 これらの補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

（1）都道府県以外が行う3の（3）の事業

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

（ア）補助事業者は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

（イ）都道府県知事は、（ア）の申請書を受理したときは、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

イ ア以外の場合

補助事業者は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（2）3の（1）及び（2）の事業

補助事業者は、別紙様式2による申請書に關係書類を添えて、毎年度6月30日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

- 8 これらの補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には7に定める申請手続に従い毎年度1月20日までにを行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

- 9 これらの補助金の交付の決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

- （1）補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合において、都道府県知事は、7の（1）のア若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に国に提出するものとし、国は、都道府県知事から申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定（変更交付決定を含む。）を行うものとする。

- (2) 国は、7の(1)のイ、(2)若しくは8による申請書が到達した日から起算して原則として1月以内に交付の決定(変更交付決定を含む。)を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 これらの補助金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県以外が行う3の(3)の事業

ア 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

(ア) 補助事業者は、別紙様式4による報告書に關係書類を添えて、都道府県知事が定める日までに都道府県に提出するものとする。

(イ) 都道府県知事は、(ア)の報告書を受理したときは、これを審査し、とりまとめのうえ、別紙様式4により關係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

イ ア以外の場合

補助事業者は、別紙様式4による報告書に關係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(2) 3の(1)及び(2)の事業

補助事業者は、別紙様式4による報告書に關係書類を添えて、事業完了の日から起算して1月を経過した日(6の(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日)又は翌年度4月10日のいずれか早い日までに、厚生労働大臣に提出するものとする。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超え

る部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により、4、7、8及び11に定める算定方法、手続きによる
ことができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定
めるところによるものとする。

別表 1

ア. 都道府県が行う事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業次に掲げる1及び2の合計額 1 設置準備委員会経費1か所当たり 591,000円 2 専任教員等配置経費1か所当たり 13,903,000円	「看護師養成所2年課程(通信制)」の設置準備に必要な次に掲げる経費 1 設置準備委員会経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(会議費)、委託料(内訳は上記に掲げる経費とする。) 2 専任教員等配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教員経費のうちア～イに該当するものとする。) (2) 添削指導員経費 ア 添削指導員給与費 イ 添削指導員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記添削指導員経費のうちア～イに該当するものとする。) (3) 事務職員経費 ア 事務職員給与費 イ 委託料(上記事務職員給与費とする。) (注) 専任教員とは、保健師助産師看護師学校養成所指定規則(昭和26年文部・厚生省令第1号)第2条第4号、第3条第4条第2項第4号、第5条第4号に規定する保健師若しくは助産師又は看護師の資格を有する専任教員をいう。 以下同じ。

イ. 都道府県が補助する事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金	看 護 師 等 養 成 所 運 営 事 業	a 看護師等養成所運営事業 次に掲げる課程ごとの(1)、(2)、(3)、 (4)、(5)、(6)及び(7)の合計額 1 助産師養成所 (1) 養成所1か所当たり 7,850,000円 (2) 総定員が20人を超える養成所において、 専任教員分として定員20人増すごとに 2,205,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 536,000円 (4) 生徒数に1人当たり25,700円を乗じ て得た額 (5) 統合カリキュラム校への変更を予定してい る養成所が、看護師学校養成所指定基準に対 応するため、先行して専任教員増員を図る養 成所1か所当たり 3,308,000円 2 看護師(3年課程)養成所 (全日制) (1) 養成所1か所当たり 16,155,000円 (2) 統合カリキュラム実施施設 6,616,000円 (3) 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 2,205,000円 (4) 事務職員分として1か所当たり 536,000円 (5) 生徒数に1人当たり15,500円を乗じ て得た額 (6) へき地等の地域における養成所に対する重 点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円 (7) 統合カリキュラム校への変更を予定してい る養成所が、看護師等学校養成所指定基準に 対応するため、先行して専任教員増員を図る 養成所1か所当たり 3,308,000円	看護師等養成所の運営に必 要な次に掲げる経費 1 教員経費 (1) 専任教員給与費 (2) 専任教員人当庁費、需 用費(消耗品費、印刷製 本費)、備品購入費、役 務費(通信運搬費)、福 利厚生費 (3) 添削指導員給与費 (4) 部外講師謝金 (5) 委託料(上記教員経費 のうち(1)～(4)に該当 するものとする。) 2 事務職員経費 (1) 専任事務職員給与費 (2) 委託料(上記専任事務 職員給与費とする。) 3 生徒経費 (1) 事業用教材費 (2) 臨床実習経費(消耗器 材に要する経費) (3) 委託料(上記生徒経費 のうち(1)～(2)に該当 するものとする。) 4 実習施設謝金 (1) 報償費(実習施設謝金) (2) 委託料(上記報償費と する。) 5 へき地等の地域における 養成所に対する重点的支援 事業実施経費 (1) 実習体制支援経費(賃 金、需用費(燃料費、消 耗品費、修繕費)、役務 費(保険料、手数料)、 備品購入費(単価30万 円未満の備品に限 る。)、使用料及び賃借 料 (2) 看護職員養成確保促進 経費(旅費、需用費(印

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金	看 護 師 等 養 成 所 運 営 事 業	(定時制) (1) 養成所1か所当たり 12,116,000円 (2) 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,654,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 402,000円 (4) 生徒数に1人当たり15,500円を乗じ て得た額 (5) へき地等の地域における養成所に対する重 点的支援事業実施施設1か所当たり 1,087,000円 3 看護師(2年課程)養成所 (全日制) (1) 養成所1か所当たり 13,316,000円 (2) 総定員が80人を超える養成所において専 任教員分として定員30人増すごとに 2,205,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 536,000円 (4) 生徒数に1人当たり17,700円を乗じ て得た額 (5) へき地等の地域における養成所に対する重 点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円 (定時制) (1) 養成所1か所当たり 9,987,000円 (2) 総定員が120人を超える養成所において 専任教員分として定員30人増すごとに 1,654,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 402,000円 (4) 生徒数に1人当たり17,700円を乗じ て得た額 (5) へき地等の地域における養成所に対する重 点的支援事業実施施設1か所当たり 1,004,000円	刷製本費、食糧費(会議 費))、役務費(通信運 搬費)、使用料及び賃借 料 (3) 委託料(上記へき地等 の地域における養成所 に対する重点的支援事業実 施経費のうち(1)～ (2)に該当するものと する。)

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金	看 護 師 等 養 成 所 運 営 事 業	(通信制) (1) 養成所1か所当たり 16,936,000円 (2) 総定員が500人を超える養成所において 専任教員分として定員100人増すごとに 2,205,000円 (3) 総定員が500人を超える養成所において 添削指導員分として定員100人増すごとに 1,809,000円 (4) 事務職員分として 536,000円 (5) 生徒数に1人当たり3,500円を乗じて 得た額 4 准看護師養成所 (1) 養成所1か所当たり 8,066,000円 (2) 総定員が80人を超える養成所において専 任教員分として定員30人増すごとに 2,205,000円 (3) 事務職員分として1か所当たり 536,000円 (4) 生徒数に1人当たり13,100円を乗じ て得た額 (5) へき地等の地域における養成所に対する重 点的支援事業実施施設1か所当たり 973,000円 (6) 看護師養成所への変更を予定している養成 所が、看護師学校養成所指定基準に対応する ため、先行して専任教員増員を図る養成所1 か所当たり 3,308,000円 (注) 1 生徒数は、当該年度の4月15日現在におけ る人員又は学生の定員のいずれか少ない方とす る。 2 事務職員は、1学年定員80人以上の養成所 において、庶務、会計、教務、図書管理等の事 務に2人以上専任としての位置付けがなされて いる場合に限る。	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金	看 護 師 等 養 成 所 運 営 事 業	3 へき地等の地域は次のとおりとする。 (1) へき地等の地域 人口5万人未満（ただし、「市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年3月29日法律第6号）」に基づき、平成17年3月31日までに合併が行われた市町村については、人口が5万人を超えた場合においても、合併が行われた日の属する年度及びこれに続く10年度については、なお、従前の例による。）の市町村であって、次に掲げる地域とその区域内に有する市町村の区域に所在するもの。 ア 過疎地域自立促進特別措置法第2条第1項に規定する地域 イ 離島振興法第2条第1項の規定により離島振興対策実施地域として指定された離島の地域 ウ 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第2条第1項に規定する辺地 エ 山村振興法第7条第1項の規定により振興山村として指定された山村 (2) 看護職員不足地域 一般病院の看護職員数が3：1未満の二次医療圏	

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金	看 護 師 等 養 成 所 運 営 事 業	b「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業 次に掲げる1及び2の合計額 1 設置準備委員会経費1か所当たり 591,000円 2 専任教員等配置経費1か所当たり 13,903,000円	「看護師養成所2年課程(通信制)」の設置準備に必要な次に掲げる経費 1 設置準備委員会経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(会議費)、委託料(内訳は上記に掲げる経費とする。) 2 専任教員等配置経費 (1) 教員経費 ア 専任教員給与費 イ 専任教員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記教員経費のうちア～イに該当するものとする。) (2) 添削指導員経費 ア 添削指導員給与費 イ 添削指導員人当庁費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、備品購入費、役務費(通信運搬費)、福利厚生費 ウ 委託料(上記添削指導員経費のうちア～イに該当するものとする。) (3) 事務職員経費 ア 事務職員給与費 イ 委託料(上記事務職員給与費とする。)

別表 2

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業	次により算出された額の合計額 1 特殊教育実習経費 部外講師分 時間 × @ 6, 8 0 0 円 (ただし、2 4 時間を限度とする。) 2 指導教員雇上げ経費 (1) 歯科医師 延 人 × @ 1 2, 9 9 0 円 (2) 歯科衛生士 延 人 × @ 8, 3 6 0 円 3 学生経費 延 人 × @ 1, 7 0 0 円 (注) 学生経費の延人数は、当該年度の5月1日現在の人員を基礎とすること。	歯科衛生士養成所の巡回臨床実習教育に必要な次に掲げる経費 1 講師等謝金 (特殊教育講師及び巡回実習指導教育に要する謝金) 2 旅費 (巡回実習に要する指導教員及び学生の旅費、ただし専任教員を除く。) 3 需用費 (医療材料及び消耗器材に要する経費。その他必要に応じマイクロバス等を使用する場合には、その燃料費。)

別表 3

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金	看 護 職 員 資 質 向 上 推 進 事 業	専任教員再教育事業 1, 0 1 9 千円	専任教員再教育事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）
		看護教員養成講習会事業 定員 4 5 人以上 5, 4 1 9 千円 定員 3 0 人以上 4 5 人未満 5, 2 9 2 千円	看護教員養成講習会事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）
		実習指導者講習会事業 2, 1 8 4 千円	実習指導者講習会事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）
		看護職員臨床技能向上推進事業 次に掲げる事項ごとの 1 及び 2 の合計額 1 看護職員専門分野研修 1 コース当たり 4, 3 6 0 千円 2 中堅看護職員実務研修 (1) 短期研修 1 実施単位当たり 5 0 9 千円 (2) 中期研修 1 か所当たり 2, 6 8 7 千円	看護職員臨床技能向上推進事業の実施に必要な次に掲げる経費 報償費、旅費、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）

別表 4

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医対 療策 関費 係等 者補 養助 成金 確 保	障 害 者 就 労 環 境 整 備 促 進 事 業	I 医療・就労分野 1, 3 5 9 千円 II 建築分野 1, 2 5 6 千円	障害者就労環境整備促進事業を行うために必要な次に掲げる経費 賃金、報償費（謝金）、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（会議費））、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料（会場借料）、備品購入費（図書購入費）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）

別表 5

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医対 療策 関費 係等 者補 養助 成金 確 保	看 護 職 員 確 保 対 策 特 別 事 業	厚生労働大臣が必要と認めた額	総合的な看護職員確保対策特別事業に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、旅費（外国旅費を含む。）、需用費（消耗品費、印刷製本費、食糧費（会議費）、光熱水費）、役務費（通信運搬費、保険料、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費

別表 6

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	訪問看護推進事業	訪問看護推進協議会 次に掲げる事項ごとの合計額 1 訪問看護推進協議会経費 672千円 2 事務局経費 2,187千円 ただし、新規に設置する訪問看護推進室にあっては、上記金額に運営月数/12を乗じて得た額とする。 3 実態調査費 1,519千円	訪問看護推進協議会及び事務局の運営に必要な次に掲げる経費 報酬、賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費、会議費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。） 実態調査に必要な次に掲げる経費 賃金、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）
		訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修 次に掲げる事項ごとの合計額 1 訪問看護ステーションの看護師の研修 1,334千円 2 医療機関の看護師の研修 950千円	訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）
		在宅ホスピスケア研修 207千円	在宅ホスピスケア研修の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、旅費、需用費（消耗品費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、使用料及び賃借料、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）
		在宅ホスピスケアアドバイザー派遣 1,064千円	在宅ホスピスケアアドバイザー派遣の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、旅費、需用費（印刷製本費）、役務費（通信運搬費）、委託料（内訳は上記に掲げる経費とする。）

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医 療 関 係 者 養 成 確 保 対 策 費 等 補 助 金	訪 問 看 護 推 進 事 業	訪問看護推進支援モデル事業 次により算出された額の合計額。 ただし、23,504千円を上限とする 1 日勤帯に対応した訪問看護ステーション 1カ所1人1日当たり3,185円×日数 (「健康保険法の規定による療養に要する費用の算定方法(昭和33年6月30日厚生省告示第177号)」により算定できる在宅患者訪問看護・指導料の回数を除く。以下同じ。) 2 準夜帯に対応した訪問看護ステーション 1カ所1人1日当たり4,635円×日数 3 深夜帯に対応した訪問看護ステーション 1カ所1人1日当たり4,835円×日数	訪問看護推進支援モデル事業の実施に必要な次に掲げる経費 報酬、給料、賃金、報償費、委託料(内訳は上記に掲げる経費とする。)
		在宅ホスピスケア普及事業 次に掲げる事項ごとの合計額 1 フォーラム等開催経費 1,229千円 2 普及啓発パンフレット 2,861千円	在宅ホスピスケア普及事業の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(内訳は上記に掲げる経費とする。)
		在宅ホスピスケア地域連携会議 1,441千円	在宅ホスピスケア地域連携会議の実施に必要な次に掲げる経費 賃金、報償費、旅費、需用費(印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)、使用料及び賃借料、委託料(内訳は上記に掲げる経費とする。)

新	旧
医療関係者養成確保対策費等補助金、 医療関係者研修費等補助金及び 臨床研修費等補助金交付要綱（案）	医療関係者養成確保対策費等補助金、 医療関係者研修費等補助金及び 臨床研修費等補助金交付要綱
(通 則)	(通 則)
1 (略)	1 (略)
(交付の目的)	(交付の目的)
2 (略)	2
(交付の対象)	(交付の対象)
3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) 医療関係者養成確保対策費等補助金 (右削除)	3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。 (1) 医療関係者養成確保対策費等補助金 ア 看護師等修学資金貸与事業 昭和37年6月19日厚生省発医第177号厚生事務次官通知「看護師 等修学資金の貸与について」に基づき都道府県が行う看護師等養成所等に 在学する者に対する修学資金の貸与事業
ア 看護師等養成所運営事業 (ア)・(イ) (略)	イ 看護師等養成所運営事業 (ア)・(イ) (略)
a (略)	a (略)
b (略)	b (略)
イ (略)	ウ (略)
ウ (略)	エ (略)
エ (略)	オ (略)
オ 看護職員特別対策事業 (右削除)	カ 看護職員特別対策事業
	キ 看護職員就労確保総合支援事業 平成13年6月8日医政発第612号厚生労働省医政局長通知「看 護職員就労確保総合支援事業の実施について」に基づき都道府県が 行う事業
カ 訪問看護推進事業 平成16年6月9日医政発第0609008号厚生労働省医政局長通知「訪問看護推進 事業について」に基づき都道府県、特別区及び市町村が行う次に	ク 訪問看護推進事業 平成16年6月9日医政発第0609008号厚生労働省医政局長通知「訪問看護推進 事業について」に基づき都道府県が行う次に掲げる事業

掲げる事業
(7)～(キ) (略)

キ 生活衛生営業指導事業

(7)～(ス) (略)

(セ) 平成17年3月23日健発第0323005号厚生労働省健康局長通知
「健康入浴推進事業の実施について」に基づく健康入浴推進事業

(リ) 平成17年3月23日健発第0323006号厚生労働省健康局長通知
「飲食店健康増進普及支援事業の実施について」に基づく飲食店健康増
進普及支援事業

(2) 医療関係者研修費等補助金

ア 歯科医師臨床研修必修化準備事業

平成17年4月19日医政発第0419003号厚生労働省医政局長通知「歯科医師
臨床研修必修化準備事業実施について」に基づき財団法人歯科医療研
修振興財団が行う事業

イ 中央ナースセンター（看護職員確保センター）事業
(略)

ウ プログラム責任者養成講習会事業

平成16年10月18日医政発第1018006号厚生労働省医政局長通知「プログラム責
任者養成講習会の実施について」に基づき臨床研修協議会が行う事業

(右削除)

エ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業 (略)

オ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業 (略)

カ 薬剤師実務研修等事業

平成17年3月31日薬食発第0331029号厚生労働省医薬食品局長通知
「薬剤師実務研修等事業の実施について」に基づき財団法人日本薬
剤師研修センターが行う事業

キ 薬局機能評価制度導入整備事業

平成17年3月31日薬食発第0331028号厚生労働省医薬食品局長通知
「薬局機能評価制度導入整備事業の実施について」に基づき社団法

(7)～(キ) (略)

ケ 生活衛生営業指導事業

(7)～(ス) (略)

(2) 医療関係者研修費等補助金

ア 中央ナースセンター（看護職員確保センター）事業
(略)

イ 臨床研修等指導医養成講習会事業

(7) プログラム責任者養成講習会

平成16年10月18日医政発第1018006号厚生労働省医政局長通知「プログラム責任者
養成講習会の実施について」に基づき臨床研修協議会が行う事業

(イ) 臨床研修指導医養成講習会

平成16年10月18日医政発第1018005号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修指
導医養成講習会の実施について」に基づき厚生労働大臣の認める者が行
う事業

ウ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業 (略)

エ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業 (略)

オ 薬剤師実務研修等事業

平成16年10月13日薬食発第1013003号厚生労働省医薬食品局長通知
「薬剤師実務研修等事業の実施について」に基づき財団法人日本薬
剤師研修センターが行う事業

カ 薬局機能評価制度導入整備事業

平成16年10月13日薬食発第1013002号厚生労働省医薬食品局長通知
「薬局機能評価制度導入整備事業の実施について」に基づき社団法

人日本薬剤師会が行う事業

(3) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業

ア 医師

平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学附属病院及び厚生労働大臣の指定した公私立病院の開設者が行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に定める臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）

イ (略)

(交付額の算定方法)

- 4 これらの補助金の交付額は、次の(1)のア～キ、(2)のア～カにより算出された額の合計額及び次の(3)より算出された額の合計額とする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 医療関係者養成確保対策費等補助金

(右削除)

ア 看護師等養成所運営事業

(ア) 3の(1)のアの(ア)に掲げる都道府県が行う事業

- a 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ただし、別表16の都にあつては、aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 3の(1)のアの(イ)のa・bに掲げる者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない

人日本薬剤師会が行う事業

(3) 臨床研修費等補助金

臨床研修事業

ア 医師

昭和61年2月19日健政発第67号厚生省健康政策局長通知「臨床研修費補助事業の実施について」及び平成16年10月7日医政発第1007014号厚生労働省医政局長通知「医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学附属病院及び厚生労働大臣の指定した公私立病院の開設者が行う医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に定める臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）

イ (略)

(交付額の算定方法)

- 4 これらの補助金の交付額は、次の(1)のア～ク、(2)のア～カにより算出された額の合計額及び次の(3)より算出された額の合計額とする。
ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(1) 医療関係者養成確保対策費等補助金

ア 看護師等修学資金貸与事業

都道府県が当該修学資金の貸与事業として貸与する額から前年度の当該修学資金の返還金（以下「返還金」という。）に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額とする。

ただし、別表16の都にあつては、当該修学資金の貸与事業として貸与する額から返還金に相当する額を控除した額の2分の1に相当する額に、同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

イ 看護師等養成所運営事業

(ア) 3の(1)のイの(ア)に掲げる都道府県が行う事業

- a 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

ただし、別表16の都にあつては、aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額に2分の1を乗じて得た額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 3の(1)のイの(イ)のa・bに掲げる者が行う事業に対して都道府県が補助する事業

- a 別表1の第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを養成所ごとに比較して、少ない方の額を選定する。
b aにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額と都道府県が補助した額とを比較して、もっとも少ない

方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

- イ 歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業 (略)
- ウ 看護職員資質向上推進事業 (略)
- エ 障害者就労環境整備促進事業 (略)
- オ 看護職員確保対策特別事業 (略)

(右削除)

カ 訪問看護推進事業

(ア) 3の(1)のイの(ア)～(エ)、(カ)及び(キ)に掲げる都道府県、特別区及び市町村が行う事業

- a 別表6の第4欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
 - b aにより選定された額に2分の1を乗じた額と別表6の第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、別表16の都にあっては、aにより選定された額に2分の1を乗じた額と別表6の第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。
- (イ) 3の(1)のイの(イ)に掲げる都道府県、特別区及び市町村が行う事業
- a 別表6の第4欄に定める対象経費の実支出額を選定する。
 - b aにより選定された額に2分の1を乗じた額と別表6の第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、別表16の都にあっては、aにより選定された額に2分の1を乗じた額と別表6の第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

キ 生活衛生営業指導費

(ア) 別表7の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (略)

方の額に2分の1を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

- ウ 歯科衛生士養成所巡回臨床実習教育事業 (略)
- エ 看護職員資質向上推進事業 (略)
- オ 障害者就労環境整備促進事業 (略)
- カ 看護職員確保対策特別事業 (略)

キ 看護職員就労確保総合支援事業

(ア) 別表6の第2欄に定める種目ごとに第4欄に定める対象経費の実支出額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

- (イ) (ア)により選定された額と第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。
- ただし、別表16の都にあっては、(ア)により選定された額と基準額とを比較して、少ない方の額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

ク 訪問看護推進事業

(ア) 3の(1)のクの(ア)～(エ)、(カ)及び(キ)に掲げる都道府県が行う事業

- a 別表7の第4欄に定める対象経費の実支出額と、総事業費から寄付金その他収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。
- b aにより選定された額に2分の1を乗じた額と別表7の第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、別表16の都にあっては、aにより選定された額に2分の1を乗じた額と別表7の第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

(イ) 3の(1)のクの(イ)に掲げる都道府県が行う事業

- a 別表7の第4欄に定める対象経費の実支出額を選定する。
- b aにより選定された額に2分の1を乗じた額と別表7の第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額を交付額とする。ただし、別表16の都にあっては、aにより選定された額に2分の1を乗じた額と別表7の第3欄に定める基準額とを比較して、少ない方の額に同表に定める調整率を乗じて得た額を交付額とする。

ケ 生活衛生営業指導費

(ア) 別表8の第2欄に定める種目ごとに第3欄に定める基準額と第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して、少ない方の額を選定する。

(イ) (略)

別表 1

ア. 都道府県が行う事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業 次に掲げる1及び2の合計額 1 設置準備委員会経費1か所当たり <u>591,000円</u> 2 (略)	(略)

別表 1

ア. 都道府県が行う事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業 次に掲げる1及び2の合計額 1 設置準備委員会経費1か所当たり <u>585,000円</u> 2 (略)	(略)

イ. 都道府県が補助する事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	a 看護師等養成所運営事業 次に掲げる課程ごとの(1)、(2)、(3)、 (4)、(5)、(6)及び(7)の合計額 (右削除) <u>1</u> (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略)	(略)

イ. 都道府県が補助する事業

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護師等養成所運営事業	a 看護師等養成所運営事業 次に掲げる課程ごとの(1)、(2)、(3) (4)、(5)、(6)及び(7)の合計額 <u>1 保健師養成所</u> (略) <u>2</u> (略) <u>3</u> (略) <u>4</u> (略) <u>5</u> (略)	(略)

	b「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業 次に掲げる1及び2の合計額 1 設置準備委員会経費1か所当たり 591,000円 2 (略)	(略)
--	---	-----

別表2 (略)

別表3

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護職員資質向上推進事業	(右削除)	
		専任教員再教育事業 (略)	(略)
		看護教員養成講習会事業 (略)	(略)
		実習指導者講習会事業 (略)	(略)
		看護職員臨床技能向上推進事業 (略)	(略)

別表4

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	障害者就労環境整備促進事業	I 医療・就労分野 1,359千円	(略)
		II 建築分野 1,256千円	

	b「看護師養成所2年課程(通信制)」導入促進事業 次に掲げる1及び2の合計額 1 設置準備委員会経費1か所当たり 585,000円 2 (略)	(略)
--	---	-----

別表2 (略)

別表3

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	看護職員資質向上推進事業	資質向上推進計画策定事業 1,106千円	(略)
		専任教員再教育事業 (略)	(略)
		看護教員養成講習会事業 (略)	(略)
		実習指導者講習会事業 (略)	(略)
		看護職員臨床技能向上推進事業 (略)	(略)

別表4

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	障害者就労環境整備促進事業	I 就労分野 1,337千円	(略)
		II 障害者分野 1,337千円	
		III 医療分野 1,440千円	
		IV 建築分野 1,337千円	

別表5 (略)
(右削除)
別表6

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	訪問看護	訪問看護推進協議会 次に掲げる事項ごとの合計額 1 (略) 2 (略) 3 実態調査費 <u>1, 519千円</u>	(略)
		訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修 次に掲げる事項ごとの合計額 1 訪問看護ステーションの看護師の研修 <u>1, 334千円</u> 2 医療機関の看護師の研修 <u>950千円</u>	(略)
		在宅ホスピスケア研修 <u>207千円</u>	(略)
		在宅ホスピスケアアドバイザー派遣 <u>1, 064千円</u>	(略)
		訪問看護推進支援モデル事業 (略)	(略)
		在宅ホスピスケア普及事業 次に掲げる事項ごとの合計額 1 フォーラム等開催経費 <u>1, 229千円</u> 2 普及啓発パンフレット <u>2, 861千円</u>	(略)
		在宅ホスピスケア地域連携会議 (略)	(略)

別表5 (略)
別表6 (略)
別表7

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
医療関係者養成確保対策費等補助金	訪問看護	訪問看護推進協議会 次に掲げる事項ごとの合計額 1 (略) 2 (略) 3 実態調査費 <u>1, 512千円</u>	(略)
		訪問看護ステーション・医療機関に勤務する看護師の相互研修 次に掲げる事項ごとの合計額 1 訪問看護ステーションの看護師の研修 <u>1, 331千円</u> 2 医療機関の看護師の研修 <u>1, 357千円</u>	(略)
		在宅ホスピスケア研修 <u>206千円</u>	(略)
		在宅ホスピスケアアドバイザー派遣 <u>1, 062千円</u>	(略)
		訪問看護推進支援モデル事業 (略)	(略)
		在宅ホスピスケア普及事業 次に掲げる事項ごとの合計額 1 フォーラム等開催経費 <u>1, 234千円</u> 2 普及啓発パンフレット <u>2, 871千円</u>	(略)
		在宅ホスピスケア地域連携会議 (略)	(略)